

2026年 7 月 2 日

株主各位

岐阜市若宮町九丁目16番地
株式会社トーカイ
代表取締役 浅井 利明

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2026年 6 月25日開催の取締役会において、自己株式の処分について下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1	処分する株式の種類及び数	普通株式 17,045株
2	処分価額	1 株につき金2,315円 ※ 2026年 6 月24日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値
3	出資の目的とする財産の内容及び価額	2026年 6 月25日開催の当社の取締役会の決議に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）4 名及び当社の取締役を兼務しない執行役員15名に付与される、当社に対する金銭報酬債権合計金39,459,175円（処分する株式 1 株につき出資される金銭報酬債権の額は金2,315円）を現物出資の目的とする。
4	処分期日	2026年 7 月17日
5	処分方法	各対象者から引受けの申込みがされることを条件として、以下の要領により特定譲渡制限付株式を割当てる。 当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）4 名 7,340株 当社の取締役を兼務しない執行役員 15名 9,705株

以 上